

《新型コロナウイルス対策》

福祉・医療・教育施設の従事者などへの PCR 検査体制の拡充

1 概要

市民生活に影響のある福祉・医療・教育施設に従事する職員や利用者等へ新型コロナウイルス感染症の検査体制を拡充することで、施設の継続運営並びにサービスの維持をするとともに感染拡大防止を図ります。

2 拡充内容

① 期間延長

既存制度（市内の福祉・医療・教育施設の従事者で、施設責任者が検査を必要と認めた場合は、自己負担3,000円でPCR検査の受検可能）の実施期間を延長する。

令和3年9月末まで ⇒ 令和4年3月末まで

② 検査対象者の拡充

市内の福祉・医療・教育施設において新型コロナウイルスの陽性者が確認された場合、当該施設の従事者だけでなく、入所者、利用者、園児、児童、生徒を検査の対象とする。

また、当該施設において新型コロナウイルスのクラスター（県認定）が発生した場合、陽性者及び濃厚接触者と判断された方の同居の家族も検査対象とする。

いずれの検査に係る費用の自己負担額は0円とする。

【問い合わせ】 健康福祉部健康増進課 TEL0538-37-2011